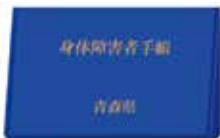


令和 3 年度身体障害者
巡回診査・更生相談事業

身体障がい者の手帳交付や再認定を受けようとする人などの診査と更生相談を行います。料金は無料ですので、該当する人は受診してください。なお、当日の診査のみでは判定できない場合もあります。



▼とき 7月5日（月）、午前9時30分～正午（受け付けは午前9時～10時）
※事前に申し込みが必要。

▼ところ ヒロロ（駅前町）4階市民文化交流館ホール

▼実施科目 整形外科（肢体不自由）

▼対象 身体障害者手帳の交付または再認定を受けようとする人／障害の程度に変更があると思われる人／補装具の処方が必要とする人／その他相談を希望する人

▼持ち物 身体障害者手帳（所持者のみ）、印鑑、マイナンバーがわかるもの
※手帳の交付（再交付）を申請する人は顔写真（縦4cm×横3cm）1枚が必要です。

▼申し込み方法 6月15日（火）までに、電話で申し込みを。
※一部対象者には事前に通知します。

▼その他 手帳の再認定が必要な人は、指定医師のいる医療機関で診査することもできます（有料）。

問障がい福祉課（☎ 40-7036）

危険物取扱者保安講習

危険物取扱者免状の交付を受け、現在危険物の製造所や貯蔵所および取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者、また危険物の取り扱い作業に従事していなかった人が、新たに従事することとなった場合は、定められた期限内に保安講習を受講してください。



▼とき 一般取扱所関係…7月7日（水）・8日（木）の午後1時30分～4時30分／給油取扱所関係…7月8日（木）、午前9時30分～午後0時30分

▼ところ 弘前パークホテル（土手町）

▼種別

①給油取扱所関係＝給油取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している人

②一般取扱所関係＝①以外の危険物施設で危険物の取り扱い作

業に従事している人

▼受講期限

①免状交付日または前回講習日以後の最初の4月1日から3年以内
②新たに危険物取り扱い作業に従事することとなった日から1年以内

▼受付期限 6月7日（月）

▼受講料 4,700円（県収入証紙）

問弘前消防本部予防課（☎ 32-5104）／管内の消防署および分署

やめよう！不法投棄

ごみを人目につかない山林や空き地などに捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所でも、故意に市で収集しないごみを捨てたり、事業活動に伴って排出されるごみを捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。不法投棄は犯罪です。絶対にやめてください。

問環境課町田事業所（☎ 32-1952）



野焼きはやめましょう

家庭や事業所から出たごみをドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円）または併科の重い罰則が設けられています。



野焼きは、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。例外として、農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は法律で禁止されていませんが、周辺住民などからの苦情が出ないように、煙や臭いには注意を払ってください。

問環境課（☎ 35-1130）

アメリカシロヒトリの駆除にご協力を

ガの一種のアメリカシロヒトリは、人への直接的な被害はありませんが、幼虫期に樹木の枝・葉に白い糸を巻き付けて巣網を作り、集団で巣網内の葉を食べ

尽くした後、付近一帯の樹木に分散し葉の食害などの被害を及ぼします。被害が発生する時期は気象状況などによって変動しますが、卵がふ化して幼虫になる6月中旬以降と8月中旬以降の年2回です。

▼駆除・対策

①葉にクモの巣のような巣網を発見したら、巣網ごと切り落として踏みつぶすか、ビニール袋で二重に密封して燃やせるごみに出す。
②巣網へ薬剤散布をする。
※予防のための薬剤散布は効果がありません。
③発生初期の場合は、ホームセンターなどで市販されている殺虫スプレーを使用する。
※使用方法や周囲の環境には十分注意を。／自分で駆除できない場合は、造園業者や害虫駆除の専門業者に相談を。／アメリカシロヒトリの生態や駆除方法などについては市ホームページにも掲載しています。

▼薬剤散布の補助

薬剤散布は地域ぐるみで一斉に実施することが効果的です。市では町会を対象に動力噴霧機を貸し出しているほか、市町会連合会では各町会を通して、噴霧器用薬剤費の補助をしています。

問環境課（☎ 40-7035）



戦没者等の遺族の皆さんへ

第11回
特別弔慰金
が支給されます。



▼支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がい

ない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。
①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者などの子
③戦没者などの父母、孫、祖父母または兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。
④上記①～③以外の戦没者などの三親等内の親族（おい、めいなど）
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）
▼請求期限 令和5年3月31日まで
問福祉総務課（☎ 40-7037）

朝市・産直マップのご利用を！

市ホームページでは、市内で開催されている朝市や産地直売所の情報を掲載しています。

※インターネットで「弘前市朝市・産直マップ」と検索を。右記QRコードからも確認できます。
また、市ホームページへの掲載申請も随時受け付けています。

問農政課（☎ 40-0504）

